

平成30年度 見沼区対話集会開催概要（8月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	民生委員は、自治会未加入者についても対応しているのか。	・自治会加入の有無に関わらず、決められた地域内の方を対象に活動しています。 【見沼区健康福祉部福祉課】
2	民生委員は、一人当たり何世帯を受け持っているのか。	・220～440世帯（政令指定都市の基準）と厚生労働省より示されています。 【見沼区健康福祉部福祉課】
3	表記について、「民生委員・児童委員」と「民生委員児童委員」のどちらが正しいのか。	・特に定められていませんが、広報等では「民生委員・児童委員」の表記が一般的です。なお、「民生委員児童委員協議会」については固有名詞のため「・」は入りません。 【見沼区健康福祉部福祉課】
4	民生委員が既に把握している世帯については、改選時に自宅を訪問したり、高齢者生活実態調査でお知らせしたりしているため、地域を担当する民生委員がある程度周知されている。他方で、調査後に一人暮らしになった人や新たに転居してきた人は民生委員を把握できない状況だが、市としてどのように対応していくのか。	・現状では、三年に一度の高齢者生活実態調査や、各所管課からの依頼によるチラシ配布等によって把握しています。自治会活動等により対応が必要な方を発見したら、民生委員（わからなければ区福祉課）へ連絡してください。 【見沼区健康福祉部福祉課】
5	発災時は交通網等が麻痺することが想定されるが、どのようにして要支援者名簿（全体名簿）を避難支援等関係者に提供するのか。	・名簿は紙ベースで保管しており、発災時には各区役所や避難所をとおして提供することなどが想定されます。 【見沼区民生生活部総務課】
6	担当地区の方から要支援者名簿への掲載希望があり、手続きをした。防災課に掲載時期を確認したところ、年末くらいとのことだったが、それまでの間、当該要支援者は支援を受けられるのか不安に感じているので、情報を共有しても構わないか。	・名簿掲載へ同意手続きされており、また、ご本人の意向でもありますので、民生委員等の避難行動要支援者において情報を共有いただいても構いません。 【見沼区民生生活部総務課】
7	自治会活動と民生委員児童委員との連携については、地区全体（自治会連合会と民生委員児童委員協議会）で取り組むべき課題。各自主防災組織でもっている要支援者名簿の活用方法についても、地区としての指針のようなものを作成することについて提案したい。	・区でも本庁を含め各部門で連携し、可能となる対応について検討したいと考えます。 【見沼区民生生活部総務課】
8	要支援者名簿の掲載者に対する定期的な見守り体制について、どのようにチェックしているのか。	・高齢者については、例えば介護認定を受けている方は、ケアマネージャーや包括支援センター等の協力のもと、定期的にケアプランを作成し、面接を行っています。全員の訪問等はできていないのが現状ですが、支援が必要な方については、地元の包括支援センターに連絡し、職員も同行して顔を合わせるようにしています。 【見沼区健康福祉部高齢介護課】
9	未舗装の道路を舗装してほしい。 （暮らしの道路整備工事（市道1138号線））[大和田町1丁目]	・工事の着手をしており、工事完了予定は、平成30年10月末としております。 【建設局北部建設事務所道路安全対策課】
10	道路の舗装が凸凹しているので修理してほしい。 [大和田町1-223-32付近]	・以前に施工された下水道工事により掘り返した箇所です。年内を目途に路面補修を行う予定です。 【建設局北部建設事務所下水道建設課】
11	緑地公園の急坂の道路に手すりを付けてほしい。 [大和田町1-291付近]	・現地を調査したところ、道路内に手すりを設置することで、道路の幅員が狭くなり通行に支障となるおそれがあるため、設置は難しい状況です。 【建設局土木部道路環境課】
12	急坂の道路に手すりを付けてほしい。 [大和田町1-223-32付近]	・現地を調査したところ、道路内に手すりを設置することで、道路の幅員が狭くなり通行に支障となるおそれがあるとともに、沿線にお住まいの方の出入りに支障となるおそれがあるため、設置は難しい状況です。 【建設局土木部道路環境課】

平成30年度 見沼区対話集会開催概要（8月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	稲荷公園内の伐採した古木に代わり、新たな桜を植えてほしい。 [東大宮1丁目]	・今年度、指定管理者にて桜の苗木を植樹します。 【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
14	防犯カメラを設置してほしい。	・自治会が設置する地域防犯カメラを対象に設置経費の4分の3（上限15万円）の補助制度があります。設置を希望する場合は早めに区役所総務課へご相談ください。 【見沼区役所区民生活部総務課】
15	街区表示板を撤去してほしい。 [東大宮2丁目]	・当該地区の街区表示板は、設置後、20年以上経過し老朽化が進んでいるため、順次撤去していくことを検討しています。 なお、危険度が高く、撤去の緊急性が高いものにつきましては、随時撤去を行います。 【市民局市政推進部】
16	末広踏切を拡張し、歩車道を分離してほしい。	・末広踏切は、現在拡幅整備に向け、鉄道事業者と協議、調整を行っています。 【建設局土木部道路環境課】
17	東大宮西公園について、公園として全く機能していない。再整備又は閉鎖してほしい。 [東大宮4-5付近]	・当地区には、既に公園が適正に配置されていることを踏まえ、今後、公園を廃止する方向で対応したいと考えています。 【都市局都市計画部都市公園課】
18	公園の樹木剪定と落ち葉の処理を適正に行ってほしい。	・巡回を定期的に行い、市内各公園の樹木の剪定を計画的に実施しているところですが、隣地への越境等著しい支障が生じている場合はご連絡ください。 園内の落ち葉については指定管理者にて週1回清掃を実施しています。 なお、自治会で収集していただいた公園内のゴミや落ち葉は、ご連絡いただければ回収いたします。 【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
19	スマイルロードについて、沿線住民や地権者の要望を待つことなく、進めてほしい。	・道路に関する様々な要望がある中で、限られた予算で対応しているため、スマイルロードの申請をいただくことで予算化を図り、2年以内の工事着手を目標として申請順に整備を実施しております。 なお、同じ地区内で、優先したい道路等がある場合には、申請時にご相談ください。 【建設局土木部道路環境課】
20	ゾーン30の対象地区に立候補する方法を教えてください。	・ゾーン30の地区選定は、過去に事故が発生した箇所や、警察署・市役所へ寄せられた整備要望等を考慮し、警察が市役所と連携して選定していますが、まずは自治会より所轄の警察署にご相談ください。 【建設局土木部道路環境課】
21	歩道脇にある荒地を緑地化するなど好ましい環境にしてほしい。 [島町702付近]	・該当地は、土地区画整理事業地内であることから、放置物は島町西部土地区画整理組合において撤去するなど適切に対応するよう要望を伝えました。 緑地化をご希望の場合は、みどり推進課が実施している「花いっぱい運動」制度がありますので、ご検討ください。 【建設局北部建設事務所下水道管理課】
22	島川(芝川(用排水路))付近の除草を定期的にしてほしい。	・雑草の繁茂状況を適宜確認し、来年度からは年2回程度、定期的な草刈を実施する予定です。 なお、今年は9月末までに除草する予定です。 【建設局北部建設事務所河川整備課】

平成30年度 見沼区対話集会開催概要（8月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
23	街路灯の設置及びLED化について	<p>・街路灯の設置は、隣接者の意向により「さいたま市道路照明施設設置基準」に基づき設置の検討をしています。 なお、LED化は順次進めています。 【見沼区役所くらし応援室】</p>
24	道路反射鏡の設置について	<p>・道路反射鏡は、見通しが悪く信号機のない交差点や屈曲した道路等交通事故の発生の恐れが多いところに「さいたま市道路反射鏡設置基準」に基づき、車両の交通量や利用軒数により設置します。 【見沼区役所くらし応援室】</p>
25	路面表示について	<p>・路面表示は、「さいたま市交通安全施設の設置基準」に基づき、交差点等で車両の運転者に注意喚起や視覚的に強く訴える必要がある場合、十字やT字、破線等を設置します。 【見沼区役所くらし応援室】</p>
26	道路表示等案内の表示について	<p>・道路に設置してある看板等は、道路管理者の市が管理をしています。なお担当窓口は、建設局や区画整理協会等様々な部署が行っているため、倒壊等のおそれのある物の修繕につきましては、窓口をお調べしますので区役所へご相談ください。 【見沼区役所くらし応援室】</p>